

重要事項説明書

(令和7年4月1日 改訂版)

認知症対応型グループホーム

グリーンホーム かさはら

有限会社 東海ケア

〒507-0901

岐阜県多治見市笠原町4406-1

(3) 重要事項説明書（共同生活介護サービス）

あなたに共同生活介護サービスを提供するに先立ち、以下の通り重要事項を説明致します。

1. 事業者

名 称	有限会社 東海ケア			
所在地	〒 507-0901 岐阜県多治見市笠原町 4406-1			
法人種別	有限会社			
代表者	山田 享子			
連絡先	電話	0572-43-5888	F A X	0572-43-5888

2. 事業の目的と運営方針

事業目的	認知症高齢者の方やその家族の皆様が、家族や地域社会のつながりのなかで、心安らかに日常生活を送っていただき、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができる事を目的とします。
運営方針	認知症高齢者が個人として尊重され、尊厳を維持し、安心感と自信を持てるような介護を旨とします。又、スタッフとともに、安全に一人ひとりのペースにあわせ、叱らず、制止せず、今出来ることを行っていたいただき、認知症性高齢者が安定した生活を送る事が出来る様になる事を目指します。

3. ご利用施設

名 称	グリーンホームかさほら			
所在地	岐阜県多治見市笠原町 4406-1			
管理者	1 棟：丹羽俊貴 2 棟：國定泰			
連絡先	電 話	0572-43-5888	F A X	0572-43-5888
敷地面積	991 m ²			
建 物	構 造	鉄骨 2 階建て		
	延床面積	294.690 m ²		
	居室数	18 室		
	入居定員	18 名		

4. 職員体制

	常 勤		非 常 勤		常勤換算	保有資格
	専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者		2			0.9	
計画担当者		2			0.9	
介護従業者	13		9		16.9	

5. 職員の勤務体制

項目	時間帯
早出	6:30 ~ 15:00
日勤	8:30 ~ 17:00
遅出	11:30 ~ 20:00
夜勤	16:30 ~ 9:00

6. 休業日

休業日	なし
-----	----

7. サービス内容

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容	利用料
食事	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・食材は給付対象外です。 ・食事は離床して食堂でとっていただくよう配慮します。 	要介護度に応じて算出します。 利用料（1日あたり） = 下記単位 × 金 10.14 円 × 100 / 1000
排泄	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の状況に応じ、適切な排泄の解除と、排泄の自立の援助を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定代理受領の場合は、1割相当額となります。
入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として一日おき入浴または清拭を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期加算 30 単位 / 日 (入居日から数えて 30 日以内の期間)
日常生活上の世話	<ul style="list-style-type: none"> ・離床 寝たきり防止のため離床に配慮します。 ・着替え 着替えのお手伝いをします ・整容 身の回りのお手伝いをします。 ・シーツ交換 ・健康管理 ・洗濯 ・居室内清掃 ・役所手続きの代行 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供加算 6 単位
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・離床援助、屋外散歩同行、家事共同等により生活機能の維持・改善に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・入居の場合(1日につき) 要支援 2 749 単位 要介護 1 753 単位 要介護 2 788 単位 要介護 3 812 単位 要介護 4 828 単位 要介護 5 845 単位
医師の往診の手配等	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の往診の手配その他療養上の世話をします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短期介護利用の場合 要支援 2 777 単位 要介護 1 781 単位 要介護 2 817 単位 要介護 3 841 単位 要介護 4 858 単位 要介護 5 874 単位
相談および援助	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者とそのご家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護利用の場合 (別紙料金表参照)

その他加算（1日あたり）

	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	勤続年数 10 年以上の介護福祉士が 25%以上配置	22 単位
	サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	介護福祉士 60%以上配置	18 単位
○	サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	勤続年数 7 年以上の職員が 30%以上配置	6 単位
○	初期加算（該当者のみ加算）	入所後 30 日と日常生活自立度のランクⅢ、Ⅳ又はⅤに該当する方は入院 1 ヶ月を超え 退院日から 30 日	30 単位
○	入院時費用（該当者のみ加算）	入院後 3 ヶ月以内に退院が見込まれる入居者について、退院後の再入居の受け入れ体制を整えている場合（1 ヶ月に 6 日が限度）	246 単位
	医療連携体制加算Ⅰ（イ）	看護師を常勤換算で 1 名以上配置していること。	57 単位
	医療連携体制加算Ⅰ（ロ）	看護職員を常勤換算で 1 名以上配置していること。	47 単位
○	医療連携体制加算Ⅰ（ハ）	職員、又は病院、診療所若しくは訪看ステーションとの連携により、看護師を 1 名以上確保していること。	37 単位
	医療連携体制加算Ⅱ	算定日が属する月の前 3 月間において、医療的ケアが必要な者の受け入れ条件に該当する状態の入居者が 1 人以上であること。	5 単位
	看取り介護加算（該当者のみ加算）	看取り介護を行った場合 死亡日以前 31 日～45 日以下	72 単位
	看取り介護加算（該当者のみ加算）	看取り介護を行った場合 死亡日以前 4 日～30 日以下	144 単位
	看取り介護加算（該当者のみ加算）	看取り介護を行った場合 死亡日以前 2 日～3 日	680 単位
	看取り介護加算（該当者のみ加算）	看取り介護を行った場合 死亡日	1280 単位
○	介護職員等処遇改善加算Ⅱ	所定単位数の 17.8%	
	退去時相談援助加算（該当者のみ加算）	利用期間が一ヶ月を超える入居者が退去するにあたり、退去後の相談援助と、退所後のサービス提供者への情報提供を受けた場合に算定する。（一人につき 1 回）	400 単位

※ 総単位数に介護職員処遇改善加算（Ⅰ）・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）・介護職員等ベースアップ等支援加算を加え、地域区分その他(10 円/単位)を乗じた合計金額に負担割合証に応じた負担割合が利用者負担となります。

※ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）のいずれかは、原則全員対象となります。

※ 医療連携体制加算（Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）のいずれかは、原則全員対象となります。

(2) 基本料金（介護保険給付外費用）

種 類	内 容								
食材代	<p>これらは介護保険給付の対象外です。実費をお支払下さい。</p> <p>・食材の費用は次の通りです。（食材費 1350 円/日）</p> <p style="text-align: center;">食材費の内訳</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">朝食</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">220 円/日</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">昼食</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">430 円/日</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">夕食</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">540 円/日</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">おやつ</td> <td style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black;">160 円/日</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">その他 3,300 円/月</p>	朝食	220 円/日	昼食	430 円/日	夕食	540 円/日	おやつ	160 円/日
朝食	220 円/日								
昼食	430 円/日								
夕食	540 円/日								
おやつ	160 円/日								
おむつ代	<p>・おむつ一枚あたりの費用は次の通りです。</p> <p style="text-align: right;">パンツ 165 円/枚</p> <p style="text-align: right;">パット 35 円/枚</p>								
水道光熱費	<p>・これは一応の目安としてお考え下さい。</p> <p style="text-align: right;">1ヶ月（30日として） 31,304 円</p> <p style="text-align: right;">短期利用者 1,043 円/日</p>								
施設管理費	<p style="text-align: right;">1ヶ月（30日として） 10,404 円</p> <p style="text-align: right;">短期利用者 347 円/日</p>								
理美容代 娯楽費	<p>・理美容 実費/回</p> <p>・娯楽費用がかかった場合は、翌月請求します。 実費</p>								
付添料金	<p>・最初2時間まで 5,000 円</p> <p style="text-align: right;">延長 1,200 円/時</p>								
割増料金	<p>・以下の期間に帰宅されない方はお支払下さい。 3,000 円/日</p> <p style="text-align: center;">お 盆 （8月14日～8月16日）</p> <p style="text-align: center;">年末年始（12月30日～1月3日）</p>								
居室の利用	<p>居室の利用も保険給付の対象外です。</p> <p style="text-align: right;">利用料1ヶ月（30日として） 45,600 円</p> <p style="text-align: right;">（但し、生活保護対象者 41,800 円）</p> <p style="text-align: right;">短期利用者 1,520 円/日</p>								

8. 入居にあたっての留意事項

面 会	<p>来訪者は、面会の都度職員に届けて下さい。また、面会時間を遵守して下さい。宿泊される時は必ず許可を得てください。</p>
外 出	<p>門限は守ってください。</p> <p>外出・外泊前に必ず行き先と帰着予定日時を届け出て下さい。</p>
住居・居室の 利 用 迷 惑 行 為	<p>この共同生活住居内の設備・備品等は本来の用法に従って大切にご利用下さい。これに反した利用により破損等が生じた場合は、賠償して頂くことがあります。</p> <p>騒音の発生、放歌高吟等他の利用者の迷惑なる行為はご遠慮願います。承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないで下さい。</p>
所 持 品 現 金 等	<p>原則として管理しません。</p> <p>しかし、小遣い程度の小口金額ならお預かりいたします。</p>

9. 協力支援体制

名称	特別養護老人ホーム かさはら陶生苑
所在地	多治見市笠原町2854-1
電話番号	0572-45-2181

(注) この場合、優先的に入居を保障されるものではありません。

10. 協力医療機関

名称	のむら・笠原クリニック
所在地	岐阜県多治見市笠原町字権現 2200-162
電話番号	0572-45-1020
診察科	内科
入院設備	なし
協力関係の概要	緊急時の対応、容態の悪化、急変の際の指示及び指導

名称	渡辺歯科医院
所在地	岐阜県多治見市笠原町平園 4365-2
電話番号	0572-44-2025
診察科	歯科
入院設備	なし
協力関係の概要	緊急時の対応、容態の悪化、急変の際の指示及び指導

11. 非常時災害時の対策

避難訓練	毎年2回、火災、地震を想定した訓練を行います。	
防火設備	自動火災報知器 煙感知器 ガス漏れ探知機 誘導灯	スプリンクラー 消火器

12. ホーム利用にあたっての留意事項

基本料金	居室費、水道光熱費は、1ヶ月を30日として計算してあります。
面会	いつでもどうぞ、お待ちしております。
外出	午前10時～午後5時
家族の宿泊	ご自由ですが同室になります。
所持品	高額の金品や衣裳などの持ち込みはご遠慮下さい。
ペット	ご遠慮願います。
長期の外泊	長期間入院等の際は、一時居室の荷物を他へ移管させて頂く事があります。居室を短期利用型サービスに法人が提供した場合、その間の居室代等は免除となります。
その他	その都度、職員会議で判断いたします。

13. 苦情申立

当事業所 相談室	担当者 山田 享子 ご利用時間 土日祝祭日を除く毎日 TEL 0572-43-5888 FAX 0572-43-5888 投書 事務所に設置した苦情箱に投函して下さい。
国保連合会 介護サービス 苦情相談口	〒500-8385 岐阜市下奈良2-2-1 岐阜県福祉・農業会館内 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護保険苦情相談係 TEL (058) 275-9826 FAX (058) 275-7635
多治見市役所 相談室	〒507-8703 1. 多治見市日ノ出町2-15 多治見市役所高齢福祉課 TEL (0572) 22-1111 FAX (0572) 23-8279
苦情相談員	柘植 幹子 TEL 0572-43-4534

14. グループホームにおける重度化対応に関する指針

1. 当ホームにおける重度化対応に関する考え方

重度化された場合の対応にあたっては、介護方法、治療等についてご本人の意思ならびにご家族の意向を最大限に尊重して行わなければなりません。対応する上で、利用者 と事業者との間で話し合いを行い、相互に同意された内容については確認をとりながら、他職種協働によりご本人およびそのご家族への継続的支援を図ります。

また、重度化された場合における対応に定められた内容を遂行するため、医療機関等との連携およびチームケアを推進することにより取り組みを行います。

- (1) 環境の変化の影響を受けやすい利用者が、「その人らしい」生活を送ることができるように、尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が最高のものとして実現できるケアに努めます。
- (2) できる限り当ホームにおいての生活が継続できるよう、日常的に健康管理には留意し、万が一医療的ニーズが発生した場合には適切な対応がとれるよう、医療との連携を図ります。

※やむを得ず、当ホームでの生活の継続が困難となった場合は、ご本人・ご家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮します。

2. 重度化対応の体制

(1) 医療との連携体制

重度化に伴う医療ニーズに応えるため、協力医療機関とともに、即応できる連携体制を確保します。

- ① 看護職員は、連携するクリニック、訪問看護事業所、に勤務する者、またはグリーンホームの看護職員です。内容は利用者に対する日常的な健康管理、通常時および急性期における医療機関等との連絡・調整です。
- ② 急性期における医師や医療機関との連携体制
協力医療機関の確保および、24時間の体制により連携体制がとれています。

協力医療機関

のむら・笠原クリニック
所在地 多治見市笠原町2200-162
電話番号 0572-45-1020
※夜間はドクターへのオンコールにて対応

(2) 他職種協働によるチームケアの体制

各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

① 重度化に伴うケア計画の作成

重度化しても「その人らしい」生活を送ることができるよう、生活支援ニーズの変化に応じてケア計画を作成し、ご本人・ご家族とともに生活支援の目標を定めます。

② ケア計画に沿ったケアの実施

ご本人・ご家族とともに作成した計画に基づき、一人ひとりの心身の状態に応じた、適切なケアの提供に努めます。

③ 家族・地域との連携

家族および地域住民とのネットワークの支えにより、重度化しても尊厳ある生活を保ち、「生活の質」が維持できるよう家族・地域との連携に努めます。

1. 重度化対応に関する各職種の役割

(管理者)

- ・看取り介護の総括責任者の任命
- ・職員への指針の徹底
- ・職員に対する教育・研修

(看護職員)

- ・主治医または協力病院との連携
- ・重度化に伴い起こりうる処置への対応

- ・疼痛の緩和
- ・緊急時の対応
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・心身の状態のチェックと経過の記録
(計画作成担当者)
- ・継続的な家族支援
- ・他職種とのチームケアの確立
- ・定期的なカンファレンスへの参加
- ・緊急時の対応
(介護職員)
- ・きめ細やかな食事、排泄、清潔保持の提供
- ・身体的、精神的緩和ケア
- ・コミュニケーション
- ・心身の状態のチェックと経過の記録
- ・定期的なカンファレンスへの参加

2. 看取り看護への対応

ご本人およびご家族との話し合いや意思の確認をし、当事業所で看取り介護を実施する場合は、その受け入れの可否を含めて検討し、体制を整えこれに対応します。

3. 職員に対する教育・研修

利用者の重度化に対応するための介護技術、専門知識の習得を目的とし、介護の質の向上を目指し教育、研修を実施します。

そのため、施設内の研修会開催や外部研修会の積極的参加を推進します。

- ① 重度化に伴うケアの知識と技術
- ② 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
- ③ チームケアの充実
- ④ 看取り介護に関する対応
- ⑤ 重度化対応ケアの振り返り（検証）

4. 入院中における食費・居住費の取り扱い

居住費（家賃）については、入院期間中であっても在籍をし、家具等が置かれている場合は算定の対象時間とします。

食費については、原則として提供した食事について一日単位で計算対象機関とします。

重度化対応についての同意書

私は、利用者_____の「重度化対応に関する指針」について、グリーンホームかさはらの担当者より、十分な説明を受け内容についても確認しましたので、
(同意します ・ 同意しません)。 ※ 当てはまる方に○をつけて下さい。

私は、書面に基づいて乙の職員（職名 _____ 氏名 _____）から上記重要事項の説明を受けたことを確認し同意します。

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

利用者 住 所： _____

氏 名： _____ (印)

利用者の家族等 住 所： _____

氏 名： _____ (印)

続 柄： _____

身元引受人 住 所： _____

氏 名： _____ (印)